

【当薬局は、調剤基本料 1 の届出を行っています。】

・調剤基本料 1	・調剤基本料 1 47 点／回 (1 点=10 円)
----------	------------------------------------

【当薬局は、地域支援・医薬品供給対応体制加算 3 の届出を行っています。】

・地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	
・地域支援・医薬品供給対応体制加算 3 67 点／回 (1 点＝10 円)	1. 当薬局は厚生労働省が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。 2. 当薬局は どの保険医療機関の処方箋 でも応需します。 3. 当薬局は地域における医薬品の安定供給を確保する体制を整えています。 4. 当薬局は、患者様の服用薬剤の種類や服用経過等を記録した「薬剤服用歴の記録」を作成しています。 また薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認し、複数の病院等から薬剤が処方されているような場合は、薬剤同士の重複や相互作用の有無等をチェックします。 5. 当薬局では、処方箋による医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して服薬指導等を行います。 6. 当薬局でお渡しした処方箋による薬におきましては随時情報提供いたします。 7. 当薬局では健康相談を行っています。

【当薬局は、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っています。】

・在宅患者訪問薬剤管理指導	
○在宅患者訪問薬剤管理指導料 ・単一建物患者 1 人 650 点／回 ・ " 2 ～ 9 人 320 点／回 ・ " 10 人以上 290 点／回 ・服薬管理指導料(在宅患者向け) 59 点／回 (1 点＝10 円)	在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただきますことができます。在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。 (担当医師の了解と指示等が必要です)

【当薬局は、服薬管理指導料の注1の届出を行っています。】

・服薬管理指導料の注 1		
・服薬管理指導料の注 1	45 点／回 (1 点＝10 円)	当薬局では、かかりつけ薬剤師が処方医と連携して、患者様の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で、服薬指導をさせていただくことができます。ご希望される場合お申し出下さい。

【当薬局は、連携強化加算の届出を行っています。】

・連携強化加算	
・連携強化加算 5点／回（1点＝10円）	災害時や新興感染症の発生時に近隣医療機関と連携し、医薬品供給及び人員協力体制を有しております。

【当薬局は、電子的調剤情報連携体制整備加算の届出を行っています。】

・ 電子的調剤情報連携体制整備加算	
・ 電子的調剤情報連携体制整備加算(月 1 回まで) 8 点／回 (1 点 = 10 円)	質の高い医療を提供するため医療 D X に対応する体制を有しております。

【当薬局は、調剤ベースアップ評価料の届出を行っています。】

・調剤へースアップ 評価料	・調剤へースアップ 評価料 4 点／回（令和 9 年 6 月 1 日から 8 点）（1 点＝10 円）
---------------	---